

放流先のない場合の処理装置の認定通知書（一般）

千葉県建指令第21号

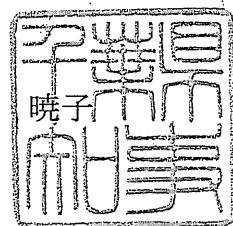
平成16年11月15日

株式会社 エスアールエスディービー社

代表取締役 須藤 裕市 様

千葉県知事

堂本



平成14年 9月20日付けで申請のあった、下記の処理装置については、支障がないと認めます。

記

1. 処理装置の名称 SRS-CV21-EPS (EPL) 型
2. 処理装置の構造形式 土壌湿潤・発散装置
3. 製造業者住所氏名 茨城県西茨城郡友部町小原4606
株式会社 エスアールエスディービー社
代表取締役 須藤 裕市
4. 販売業者住所氏名 千葉県千葉市中央区蘇我町1-316
クリエイト株式会社 千葉営業所
5. 工事業者住所氏名 茨城県西茨城郡友部町旭町292-1
株式会社 茨中

様式第5号

放流先がない場合の処理装置の取り止め・変更届(個別・一般)

平成19年7月19日

千葉県知事 様

申請者 住所 茨城県笠間市小原4606

氏名 株式会社 エスアールエスディービー社 印
(法人にあっては、所在地、名称、代表者の氏名)

平成16年11月15日 千葉県県指令第21号で認定された、下記の処理装置について、
取り止め・変更したいので届けます。

- 1 処理装置の名称 SRS-CV21-EPS(EPL)型
- 2 設置場所
- 3 製造業者 住所氏名 茨城県笠間市小原4606
株式会社 エスアールエスディービー社
- 4 販売業者 住所氏名 東京都江東区亀戸1丁目5番7号 日鐵NDタワー11階
リス興業株式会社 東京支店
- 5 工事業業者 住所氏名 東京都江東区亀戸1丁目5番7号 日鐵NDタワー11階
リス興業株式会社 東京支店

1	取り止め 変更の部分	販売業者並びに工事業業者の変更
2	取り止め 変更の理由	以前の工事業業者である(株)茨中が民事再生法を申請した為。 又、販売業者と工事業業者を同一業者とする事により、販売及び工事が円滑に 進められるようにする為。
3	備 考	

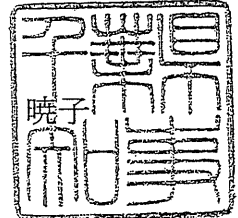
建 第 334 号

平成19年7月30日

株式会社 エスアールエスディービー社 様

千葉県知事

堂本



放流先のない場合の処理装置の変更（一般）について（通知）

このことについて、平成19年7月19日付けで、放流先のない場合の処理装置の認定事務取扱要領第10の規定による販売業者等の変更届（別添）の提出があり、受理しましたので通知します。

様式第5号

放流先がない場合の処理装置の取り止め・変更届(個別・一般)

令和 7 年 9 月 19 日

千葉県知事 様

申請者 住所 茨城県笠間市小原4606

氏名 株式会社 エスアールエスディービー社 印

代表取締役 須藤 裕 市

(法人にあつては、所在地、名称、代表者の氏名)

平成16年11月15日 千葉県県指令第21号で認定された、下記の処理装置について、
取り止め・変更したいので届けます。

- 1 処理装置の名称 SRS-CV21-EPS(EPL)型
- 2 設置場所
- 3 製造業者 住所氏名 茨城県笠間市小原4606
株式会社 エスアールエスディービー社
TEL 0296-77-5801 FAX 0296-78-0087
- 4 販売業者 住所氏名 東京都港区海岸1丁目16番1号 ニューピア竹芝サウスタワー9階
リス興業株式会社 東京本社
TEL 03-6739-0333 FAX 03-6661-1915
- 5 工事業者 住所氏名 東京都港区海岸1丁目16番1号 ニューピア竹芝サウスタワー9階
リス興業株式会社 東京本社

1	取り止め 変更の部分	リス興業株式会社の住所変更 (旧住所:東京都中央区日本橋馬喰町1丁目6番7号)
2	取り止め 変更の理由	事務所移転に伴う住所変更
3	備考	



様式—1 (EPS)

「放流先のない場合の処理装置」設置概要書

1 設置者 住所 _____
氏名 _____

2 設置場所 住所 _____

3 建築物の用途 _____

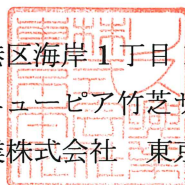
4 処理装置 名称 SRS-CV21-EPS 土壌湿潤・発散装置

設計値 流入水水量 _____ $\text{m}^3/\text{日}$
水 質 BOD _____ mg/ℓ 以下
処理 面積 $0.81 \text{ m}^2 \times$ _____ 基 = _____ m^2
処 理 量 $200\ell/\text{日} \times$ _____ 基 = _____ $\text{m}^3/\text{日}$

5 製造者 住所 茨城県笠間市小原 4606
氏名 株式会社 エスアールエスデザインビー社



6 施工業者 住所 東京都港区海岸 1 丁目 16 番 1 号
ニューピア竹芝サウスタワー 9 階
氏名 リス興業株式会社 東京本社



7 浄化槽の概要

- (1) 規 模 合併 _____ 人槽
(2) 処 理 方 法 _____ 方式
(3) 浄化槽製品名 _____

様式—1 (EPL)

「放流先のない場合の処理装置」設置概要書

1 設置者 住所 _____
氏名 _____

2 設置場所 住所 _____

3 建築物の用途 _____

4 処理装置名称 SRS—CV21—EPL 土壌湿潤・発散装置

設計値 流入水水量 _____ $\text{m}^3/\text{日}$
水 質 BOD _____ mg/ℓ 以下
処理 面積 $1.35 \text{ m}^2 \times$ _____ 基 = _____ m^2
処 理 量 $250\ell/\text{日} \times$ _____ 基 = _____ $\text{m}^3/\text{日}$

5 製造者 住所 茨城県笠間市小原 4606
氏名 株式会社 エスアールエスデイベー社



6 施工業者 住所 東京都港区海岸 1 丁目 16 番 1 号
ニューピア竹芝サウスタワー 9 階
氏名 リス興業株式会社 東京本社



7 浄化槽の概要

- (1) 規 模 合併 _____ 人槽
(2) 処 理 方 法 _____ 方式
(3) 浄化槽製品名 _____

様式—2

設置に関する誓約書

私達は、_____に設置するSRS-CV21土壤湿潤・
発散装置設置について、製造、施工に起因するかしによって正常な機能が確保されなかつ
た場合は、その責任を負うとともに県の行政指導に従うことを誓約します。

令和 年 月 日

建築主事

様

保健所長

設置者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

製造者 住 所 茨城県笠間市小原 4606

氏 名 株式会社 エスアールエスデザインビー社



施工者 住 所 東京都港区海岸 1 丁目 16 番 1 号

ニューピア竹芝サウスタワー9階

氏 名 リス興業株式会社 東京本社



〈注〉確認申請の場合は建築主事あて、設置届出の場合は保健所長あてとすること。

様式一3

維持管理に関する誓約書

私は、_____に設置するS R S－C V 2 1 土壌湿潤・
発散装置について維持管理を適正に行うとともに、環境衛生上支障が生じた場合は速やか
に改善することを誓約します。

令和 年 月 日

建築主事

様

保健所長

設置者 住 所 _____

氏 名 _____ ⑤

〈注1〉維持管理契約書の写しを添付すること。

〈注2〉確認申請の場合は建築主事あて、設置届出の場合は保健所長あてとすること。

地下水位・土質調査書

株式会社 エスアールエスディ・ビー社

茨城県笠間市小原 4606



1. 地下水位の確認（地下水位を確認したレベルにチェックをいれる）・1ヶ所

Check	地 下 水 面	検 討 条 件
	装置下部より 1,000 mm以内	ポンプアップ・盛土等を施すことによつて施工可能
	装置下部より 1,000 mm以深	問題無し

2. 土質調査

	土質	ユニットタイプ		地下水位	設置条件
		E P S 型	E P L 型		
	細砂混じりのローム層	○	○	原則として装置下部より1 m以上	処理施設との設置可能範囲の厳守
	ローム層	○	○		
	シルト混じりのローム層	○	○		
	粘土混じりのシルト層	×	×	設置不可	崩落の恐れのある地域 設置不可

地下水位はE P S型G.L-2,100 mm以深とする。（土被り 500 mmと設定した場合）

E P L型G.L-1,950 mm以深とする。（土被り 500 mmと設定した場合）

装置下部より 1,000 mm以上確保出来ない場合、ポンプアップ・盛土等の処置を施して装置下部より 1,000 mm以上を確保できれば施工可能です。

蒸発拡散装置土地条件チェックリスト

(放流先がない場合の浄化槽の処理に係るガイドライン 第2章第6)

番号	項目	☒
1	盛土地盤においては、盛土後1年以上経過している	
2	地下水位は、地盤面下1.5 mより低く、かつ、装置の底面より1 m以上低い	
3	土壌が砂質や礫ではない	
4	飲用に供する井戸までの水平距離が5 m以上である	
5	蒸発拡散処理装置の端から周囲の建築物等までの水平距離が次のとおりである	
	建築物まで1 m以上	
	隣地境界まで1 m以上	
	擁壁上部まで1.5 m以上	
	擁壁下部まで1.5 m以上	
	がけの上端まで1.5 m以上 ※傾斜が45度を超えるがけにあっては、がけの下端から45度の線が上部地表面と交わる所まで1.5 m以上	
6	日照、通風が良好であり、かつ、雨水等が流入するおそれのない平坦な場所である	
7	車両の通行や定常的な歩行によって踏み固められるおそれのない場所である	